

保育所等入所継続申出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

南九州市長 様

保育所等利用中の児童のきょうだいの出産により、継続入所を申請します。

保護者 住所 南九州市知覧町郡○○番地
氏名 南九州 太郎

利 用 施 設 名	○○保育所		
在 園 児 童 名	現在の入所児童情報	生年月日	R 年 月 日
		生年月日	R 年 月 日
		生年月日	R 年 月 日
出 生 児 童 名	出生児童情報	生年月日	R 年 月 日
		生年月日	R 年 月 日
継 続 利 用 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 産後8週の日の次の月初め 出生児の1歳になる日の月末(短縮可)		
職場復帰(就労予定日)	令和 年 月 日 継続利用期間の次の日		
継 続 保 育 を 必 要 と す る 理 由	環境の変化に留意するため		
出 生 児 童 の 入 所 申 込 予 定	令和 年 月 日予定 職場復帰(就労予定日)と同じ日		
再 申 請 年 月 日	令和 年 月 日	申請理由	
延長・短縮 利 用 期 間	令和 年 月 日まで		

備考

1 認定要件

- (1) 産前産後期間中市内の保育施設を利用しており、児童の福祉の観点(環境の変化に留意するため)から、産後8週間経過後は育児休業期間中とみなし、市長が継続利用を必要と認めた場合
- (2) 雇用契約の有無にかかわらず、育児休業期間終了後は、原則として就労すること

2 継続期間

- (1) 継続利用期間は、出生した児童が1歳に達する日の属する月末までとします。
- (2) 継続利用期間終了前に就労証明書等の提出、出生した児童の新規申込み(託児所を利用する場合を除く)がない場合は、継続利用期間をもって退園していただきます。原則として、求職期間への変更はできませんので、御留意ください。
- (3) 育児休業対象児童入所が困難な場合は延長可能。(ただし、継続利用期間が終了する年度末の3月31日までとする。保護者が私的な理由で特定の保育所等を希望する場合は延長不可。)